

商品概要説明書

懸賞金付スーパー定期貯金＜単利型＞

(平成23年6月1日現在)

1. 商品名	懸賞金付スーパー定期貯金＜単利型＞
2. 販売対象	・個人
3. 期間	・定型方式 1年, 2年, 3年, 4年, 5年, 7年, 10年 ・期日指定方式 1年超10年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続又は元利金継続)の取扱いができません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・20万円以上1,000万円未満〔新規預入または書替後の預入金額〕 (自動継続を含みます。) ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には,原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは,中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後及び満期日以後に分割して支払います。 なお,中間利払日に支払う利息は,預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率(約定利率×70%,小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・20%(国税15%,地方税5%)の分離課税 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。又は,窓口でお問合せください。
7. 手数料	-
8. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れられます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.500%を上乗せした利率) ・預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができません。

9. 中途解約時の取扱い

・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。

(1) 約定した預入期間が1年以上3年未満の場合

6か月未満	解約日における普通貯金利率
6か月以上1年未満	約定利率×50%
1年以上3年未満	約定利率×70%

ただし、およびの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(2) 約定した預入期間が3年以上4年未満の場合

6か月未満	解約日における普通貯金利率
6か月以上1年未満	約定利率×20%
1年以上1年6か月未満	約定利率×30%
1年6か月以上2年未満	約定利率×40%
2年以上2年6か月未満	約定利率×50%
2年6か月以上4年未満	約定利率×70%

ただし、からの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(3) 約定した預入期間が4年の場合

6か月未満	解約日における普通貯金利率
6か月以上1年未満	約定利率×10%
1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
1年6か月以上2年未満	約定利率×30%
2年以上3年未満	約定利率×40%
3年以上4年未満	約定利率×70%

ただし、からの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(4) 約定した預入期間が4年超5年以下の場合

6か月未満	解約日における普通貯金利率
6か月以上1年未満	約定利率×10%
1年以上2年未満	約定利率×20%
2年以上3年未満	約定利率×30%
3年以上4年未満	約定利率×50%
4年以上5年未満	約定利率×70%

ただし、からの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(5) 約定した預入期間が5年超7年以下の場合

6か月未満	解約日における普通貯金利率
6か月以上1年未満	約定利率×10%
1年以上2年未満	約定利率×20%
2年以上3年未満	約定利率×30%
3年以上4年未満	約定利率×50%
4年以上5年未満	約定利率×70%
5年以上6年未満	約定利率×80%
6年以上7年未満	約定利率×90%

ただし、からの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

	<p>(6) 約定した預入期間が 7 年超 10 年以下の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>6 か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>6 か月以上 2 年 6 か月未満</td> <td>約定利率 × 10%</td> </tr> <tr> <td>2 年 6 か月以上 3 年未満</td> <td>約定利率 × 20%</td> </tr> <tr> <td>3 年以上 4 年未満</td> <td>約定利率 × 30%</td> </tr> <tr> <td>4 年以上 5 年未満</td> <td>約定利率 × 40%</td> </tr> <tr> <td>5 年以上 6 年未満</td> <td>約定利率 × 50%</td> </tr> <tr> <td>6 年以上 7 年未満</td> <td>約定利率 × 60%</td> </tr> <tr> <td>7 年以上 8 年未満</td> <td>約定利率 × 70%</td> </tr> <tr> <td>8 年以上 9 年未満</td> <td>約定利率 × 80%</td> </tr> <tr> <td>9 年以上 10 年未満</td> <td>約定利率 × 90%</td> </tr> </table> <p>ただし、 から までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>	6 か月未満	解約日における普通貯金利率	6 か月以上 2 年 6 か月未満	約定利率 × 10%	2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率 × 20%	3 年以上 4 年未満	約定利率 × 30%	4 年以上 5 年未満	約定利率 × 40%	5 年以上 6 年未満	約定利率 × 50%	6 年以上 7 年未満	約定利率 × 60%	7 年以上 8 年未満	約定利率 × 70%	8 年以上 9 年未満	約定利率 × 80%	9 年以上 10 年未満	約定利率 × 90%
6 か月未満	解約日における普通貯金利率																				
6 か月以上 2 年 6 か月未満	約定利率 × 10%																				
2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率 × 20%																				
3 年以上 4 年未満	約定利率 × 30%																				
4 年以上 5 年未満	約定利率 × 40%																				
5 年以上 6 年未満	約定利率 × 50%																				
6 年以上 7 年未満	約定利率 × 60%																				
7 年以上 8 年未満	約定利率 × 70%																				
8 年以上 9 年未満	約定利率 × 80%																				
9 年以上 10 年未満	約定利率 × 90%																				
<p>1 0 . 貯金保険制度(公的制度)</p>	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1 , 0 0 0 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>																				
<p>1 1 . 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>・苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支所または金融共済部金融業務課(電話: 0 7 9 - 4 2 1 - 3 7 3 8)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、兵庫県農業協同組合中央会が設置・運営する兵庫県 J A バンク相談所(電話: 0 7 8 - 3 3 3 - 6 6 7 0)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部金融業務課または兵庫県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会(電話: 0 7 8 - 3 4 1 - 8 2 2 7)</p> <p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、新潟県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会(以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A 金融共済部金融業務課または兵庫県 J A バンク相談所にお問い合わせください。)</p> <p>仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター(大阪府)、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会(J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記兵庫県 J A バンク相談所にお申し出ください。)</p>																				
<p>1 2 . その他参考となる事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>・以下の取扱要領により懸賞を実施します。</p> <p>懸賞金の抽選日・抽選場所</p>																				

平成23年12月20日(火) 予定で当組合本所にて抽選を行います。

当選番号の発表

当選番号は平成24年1月4日(水)以降に店頭および当組合のホームページに掲示します。

懸賞金抽選権

- ・定期貯金20万円につき1口の懸賞金抽選権(抽選番号)をつけます。(20万円未満の金額は切捨てとなります。)
- ・懸賞金抽選権(抽選番号)は、10000番から11999番までの2千口を1ユニットとします。

懸賞金の引渡方法

抽選により当選した場合は、下記引渡期間内に取扱店にて支払います。

平成24年1月16日(月)～平成24年2月16日(木)

懸賞金の内訳

懸賞金抽選権1ユニット(2千口)あたりの懸賞金及び当選本数は次のとおりです。

等 級	懸 賞 金 及 び 当 選 本 数	
1等賞(各組共通下4桁)	20,000円	1本
2等賞(各組共通下4桁)	5,000円	4本
3等賞(各組共通下2桁)	2,500円	30本
合 計		35本

期限前解約の取扱い

この貯金は期限前解約ができません。やむを得ず期限前解約をする場合の抽選権の取扱いは次のとおりとなります。

- ・抽選日以前の解約については懸賞金抽選権が失効します。
- ・抽選日の翌営業日以後に解約する場合で、抽選番号が当選し懸賞金を引渡していないときは、当選は無効です。
- ・抽選日の翌営業日以後に解約する場合で、抽選番号が当選し懸賞金を引渡済みのときは、懸賞金相当額を精算します。

- ・取扱期間は平成23年8月31日まで

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A加古川南

商品概要説明書

懸賞金付スーパー定期貯金＜複利型＞

(平成23年6月1日現在)

1. 商品名	懸賞金付スーパー定期貯金＜複利型＞
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 3年, 4年, 5年, 7年, 10年 ・期日指定方式 3年超10年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続又は元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・20万円以上1,000万円未満〔新規預入または書替後の預入金額〕 (自動継続を含みます。) ・1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算。 ・2.0%(国税1.5%, 地方税0.5%)の分離課税 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
7. 手数料	-
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.500%を上乗せした利率) ・マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が3年以上4年未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> 6か月未満 解約日における普通貯金利率 6か月以上1年未満 約定利率×20% 1年以上1年6か月未満 約定利率×30% 1年6か月以上2年未満 約定利率×40% 2年以上2年6か月未満 約定利率×50% 2年6か月以上4年未満 約定利率×70% ただし、 から までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(2) 約定した預入期間が4年の場合

6か月未満	解約日における普通貯金利率
6か月以上1年未満	約定利率×10%
1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
1年6か月以上2年未満	約定利率×30%
2年以上3年未満	約定利率×40%
3年以上4年未満	約定利率×70%

ただし、 から までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(3) 約定した預入期間が4年超5年以下の場合

6か月未満	解約日における普通貯金利率
6か月以上1年未満	約定利率×10%
1年以上2年未満	約定利率×20%
2年以上3年未満	約定利率×30%
3年以上4年未満	約定利率×50%
4年以上5年未満	約定利率×70%

ただし、 から までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(4) 約定した預入期間が5年超7年以下の場合

6か月未満	解約日における普通貯金利率
6か月以上1年未満	約定利率×10%
1年以上2年未満	約定利率×20%
2年以上3年未満	約定利率×30%
3年以上4年未満	約定利率×50%
4年以上5年未満	約定利率×70%
5年以上6年未満	約定利率×80%
6年以上7年未満	約定利率×90%

ただし、 から までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(5) 約定した預入期間が7年超10年以下の場合

6か月未満	解約日における普通貯金利率
6か月以上2年6か月未満	約定利率×10%
2年6か月以上3年未満	約定利率×20%
3年以上4年未満	約定利率×30%
4年以上5年未満	約定利率×40%
5年以上6年未満	約定利率×50%
6年以上7年未満	約定利率×60%
7年以上8年未満	約定利率×70%
8年以上9年未満	約定利率×80%
9年以上10年未満	約定利率×90%

ただし、 から までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

10. 貯金保険制度(公的制度)

・保護対象

当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息, 要求払い, 決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ, 元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>1 1 . 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支所または金融共済部金融業務課（電話：079-421-3738）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、兵庫県農業協同組合中央会が設置・運営する兵庫県JAバンク相談所（電話：078-333-6670）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部金融業務課または兵庫県JAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、新潟県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA金融共済部金融業務課または兵庫県JAバンク相談所にお問い合わせください。） 仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター（大阪府）、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記兵庫県JAバンク相談所にお申し出ください。） 															
<p>1 2 . その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・以下の取扱要領により懸賞を実施します。 懸賞金の抽選日・抽選場所 平成23年12月20日（火）予定で当組合本所にて抽選を行います。 当選番号の発表 当選番号は平成24年1月4日（水）以降に店頭および当組合のホームページに掲示します。 懸賞金抽選権 ・定期貯金20万円につき1口の懸賞金抽選権（抽選番号）をつけます。（20万円未満の金額は切捨てとなります。） ・懸賞金抽選権（抽選番号）は、10000番から11999番までの2千口を1ユニットとします。 懸賞金の引渡方法 抽選により当選した場合は、下記引渡期間内に取扱店にて支払います。 平成24年1月16日（月）～平成24年2月16日（木） 懸賞金の内訳 懸賞金抽選権1ユニット（2千口）あたりの懸賞金及び当選本数は次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="438 1854 1407 2096"> <thead> <tr> <th>等 級</th> <th colspan="2">懸 賞 金 及 び 当 選 本 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1等賞（各組共通下4桁）</td> <td>20,000円</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>2等賞（各組共通下4桁）</td> <td>5,000円</td> <td>4本</td> </tr> <tr> <td>3等賞（各組共通下2桁）</td> <td>2,500円</td> <td>30本</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>35本</td> </tr> </tbody> </table>	等 級	懸 賞 金 及 び 当 選 本 数		1等賞（各組共通下4桁）	20,000円	1本	2等賞（各組共通下4桁）	5,000円	4本	3等賞（各組共通下2桁）	2,500円	30本	合 計		35本
等 級	懸 賞 金 及 び 当 選 本 数															
1等賞（各組共通下4桁）	20,000円	1本														
2等賞（各組共通下4桁）	5,000円	4本														
3等賞（各組共通下2桁）	2,500円	30本														
合 計		35本														

期限前解約の取扱い

この貯金は期限前解約ができません。やむを得ず期限前解約をする場合の抽選権の取扱いは次のとおりとなります。

- ・抽選日以前の解約については懸賞金抽選権が失効します。
- ・抽選日の翌営業日以後に解約する場合で、抽選番号が当選し懸賞金を引渡していないときは、当選は無効です。
- ・抽選日の翌営業日以後に解約する場合で、抽選番号が当選し懸賞金を引渡済みのときは、懸賞金相当額を精算します。

- ・取扱期間は平成23年8月31日まで

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A加古川南

商品概要説明書

懸賞金付スーパー定期貯金＜利息分割型＞

(平成23年6月1日現在)

1. 商品名	懸賞金付スーパー定期貯金＜利息分割型＞
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・定型方式 1年, 2年, 3年, 4年, 5年, 7年, 10年 ・期日指定方式 1年超10年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続又は元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・20万円以上1,000万円未満〔新規預入または書替後の預入金額〕 (自動継続を含みます。) ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・1か月、2か月、3か月、6か月の利払サイクルのうち、あらかじめ指定されたサイクルに応じて利息を分割して支払います。 ・預入日から利払サイクル(1か月、2か月、3か月、6か月)ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算した中間払利息を指定口座に入金します。約定利息から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差し引いた利息の残高は、満期日以後に支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・20%(国税15%, 地方税5%)の分離課税。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。又は、窓口でお問合せください。
7. 手数料	-
8. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.500%を上乗せした利率) ・個人のものはマル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。

9 .中途解約時の
取扱い

・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。

(1) 約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合

6か月未満	解約日における普通貯金利率
6か月以上1年未満	約定利率×50%
1年以上3年未満	約定利率×70%

ただし、およびの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(2) 約定した預入期間が3年以上4年未満の場合

6か月未満	解約日における普通貯金利率
6か月以上1年未満	約定利率×20%
1年以上1年6か月未満	約定利率×30%
1年6か月以上2年未満	約定利率×40%
2年以上2年6か月未満	約定利率×50%
2年6か月以上4年未満	約定利率×70%

ただし、からまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(3) 約定した預入期間が4年の場合

6か月未満	解約日における普通貯金利率
6か月以上1年未満	約定利率×10%
1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
1年6か月以上2年未満	約定利率×30%
2年以上3年未満	約定利率×40%
3年以上4年未満	約定利率×70%

ただし、からまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(4) 約定した預入期間が4年超5年以下の場合

6か月未満	解約日における普通貯金利率
6か月以上1年未満	約定利率×10%
1年以上2年未満	約定利率×20%
2年以上3年未満	約定利率×30%
3年以上4年未満	約定利率×50%
4年以上5年未満	約定利率×70%

ただし、からまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

(5) 約定した預入期間が5年超7年以下の場合

6か月未満	解約日における普通貯金利率
6か月以上1年未満	約定利率×10%
1年以上2年未満	約定利率×20%
2年以上3年未満	約定利率×30%
3年以上4年未満	約定利率×50%
4年以上5年未満	約定利率×70%
5年以上6年未満	約定利率×80%
6年以上7年未満	約定利率×90%

ただし、からまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

	<p>(6) 約定した預入期間が7年超10年以下の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>5年以上6年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>6年以上7年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>7年以上8年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>8年以上9年未満</td> <td>約定利率×80%</td> </tr> <tr> <td>9年以上10年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table> <p>ただし、 から までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>	6か月未満	解約日における普通貯金利率	6か月以上2年6か月未満	約定利率×10%	2年6か月以上3年未満	約定利率×20%	3年以上4年未満	約定利率×30%	4年以上5年未満	約定利率×40%	5年以上6年未満	約定利率×50%	6年以上7年未満	約定利率×60%	7年以上8年未満	約定利率×70%	8年以上9年未満	約定利率×80%	9年以上10年未満	約定利率×90%
6か月未満	解約日における普通貯金利率																				
6か月以上2年6か月未満	約定利率×10%																				
2年6か月以上3年未満	約定利率×20%																				
3年以上4年未満	約定利率×30%																				
4年以上5年未満	約定利率×40%																				
5年以上6年未満	約定利率×50%																				
6年以上7年未満	約定利率×60%																				
7年以上8年未満	約定利率×70%																				
8年以上9年未満	約定利率×80%																				
9年以上10年未満	約定利率×90%																				
<p>10. 貯金保険制度（公的制度）</p>	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>																				
<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>・苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支所または金融共済部金融業務課（電話：079-421-3738）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、兵庫県農業協同組合中央会が設置・運営する兵庫県JAバンク相談所（電話：078-333-6670）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部金融業務課または兵庫県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）</p> <p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、新潟県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA金融共済部金融業務課または兵庫県JAバンク相談所にお問い合わせください。）</p> <p>仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター（大阪府）、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記兵庫県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>																				

12. その他参考
となる事項

- ・満期日以後の利息は解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算します。
- ・以下の取扱要領により懸賞を実施します。
 - 懸賞金の抽選日・抽選場所
平成23年12月20日(火) 予定で当組合本所にて抽選を行います。
 - 当選番号の発表
当選番号は平成24年1月4日(水)以降に店頭および当組合のホームページに掲示します。
 - 懸賞金抽選権
 - ・定期貯金20万円につき1口の懸賞金抽選権(抽選番号)をつけます。(20万円未満の金額は切捨てとなります。)
 - ・懸賞金抽選権(抽選番号)は、10000番から11999番までの2千口を1ユニットとします。
 - 懸賞金の引渡方法
抽選により当選した場合は、下記引渡期間内に取扱店にて支払います。
平成24年1月16日(月)～平成24年2月16日(木)
 - 懸賞金の内訳
懸賞金抽選権1ユニット(2千口)あたりの懸賞金及び当選本数は次のとおりです。

等 級	懸 賞 金 及 び 当 選 本 数	
1等賞(各組共通下4桁)	20,000円	1本
2等賞(各組共通下4桁)	5,000円	4本
3等賞(各組共通下2桁)	2,500円	30本
合 計		35本

期限前解約の取扱い

この貯金は期限前解約ができません。やむを得ず期限前解約をする場合の抽選権の取扱いは次のとおりとなります。

- ・抽選日以前の解約については懸賞金抽選権が失効します。
- ・抽選日の翌営業日以後に解約する場合で、抽選番号が当選し懸賞金を引渡していないときは、当選は無効です。
- ・抽選日の翌営業日以後に解約する場合で、抽選番号が当選し懸賞金を引渡済みのときは、懸賞金相当額を精算します。

- ・取扱期間は平成23年8月31日まで

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A加古川南

商品概要説明書

懸賞金付期日指定定期貯金

(平成23年6月1日現在)

1. 商品名	・懸賞金付期日指定定期貯金
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・最長3年 ・満期日は、この貯金の全部又は一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をするときはその1か月前までに通知することが必要です。) ・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続又は元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入〔平成23年6月1日から平成23年8月31日の期間中に満期到来する自動継続扱いのものに限定。〕 ・20万円以上300万円未満 ・1円単位
5. 払戻方法	・預入日から1年経過後、任意の日に貯金の全部または一部について何回でも払戻しができます。ただし、一部支払いについては、1回あたり1万円以上1円単位となります。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算をします。 ・20%(国税15%、地方税5%)の分離課税 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。又は、窓口でお問合せください。
7. 手数料	-
8. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の預入時の2年以上の利率に0.500%を上乗せした利率) ・マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により1年ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 ・6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ・6か月以上1年未満の場合 預入時の2年以上の利率×40% ・1年以上1年6か月未満の場合 預入時の2年以上の利率×50% ・1年6か月以上2年未満の場合 預入時の2年以上の利率×60% ・2年以上2年6か月未満の場合 預入時の2年以上の利率×70% ・2年6か月以上3年未満の場合 預入時の2年以上の利率×90% ただし、(2)から(6)までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

<p>10. 貯金保険制度（公的制度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息，要求払い，決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ，元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては，当組合本支所または金融共済部金融業務課（電話：079-421-3738）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し，迅速かつ適切な対応に努め，苦情等の解決を図ります。 また，兵庫県農業協同組合中央会が設置・運営する兵庫県JAバンク相談所（電話：078-333-6670）でも，苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部金融業務課または兵庫県JAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） そのほか，東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、新潟県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA金融共済部金融業務課または兵庫県JAバンク相談所にお問い合わせください。） 仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター（大阪府）、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記兵庫県JAバンク相談所にお申し出ください。）
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。 ・継続後の貯金の金額が預入上限金額を超える場合は，自動的に3年複利型のスーパー定期として継続します。 ・以下の取扱要領により懸賞を実施します。 懸賞金の抽選日・抽選場所 平成23年12月20日（火）予定で当組合本所にて抽選を行います。 当選番号の発表 当選番号は平成24年1月4日（水）以降に店頭および当組合のホームページに掲示します。 懸賞金抽選権 ・定期貯金20万円につき1口の懸賞金抽選権（抽選番号）をつけます。（20万円未満の金額は切捨てとなります。） ・懸賞金抽選権（抽選番号）は，10000番から11999番までの2千口を1ユニットとします。 懸賞金の引渡方法 抽選により当選した場合は，下記引渡期間内に取扱店にて支払います。 平成24年1月16日（月）～平成24年2月16日（木）

懸賞金の内訳

懸賞金抽選権 1 ユニット(2千口)あたりの懸賞金及び当選本数は次のとおりです。

等 級	懸 賞 金 及 び 当 選 本 数	
1等賞(各組共通下4桁)	20,000円	1本
2等賞(各組共通下4桁)	5,000円	4本
3等賞(各組共通下2桁)	2,500円	30本
合 計		35本

期限前解約の取扱い

この貯金は期限前解約ができません。やむを得ず期限前解約をする場合の抽選権の取扱いは次のとおりとなります。

- ・抽選日以前の解約については懸賞金抽選権が失効します。
- ・抽選日の翌営業日以後に解約する場合で、抽選番号が当選し懸賞金を引渡していないときは、当選は無効です。
- ・抽選日の翌営業日以後に解約する場合で、抽選番号が当選し懸賞金を引渡済みのときは、懸賞金相当額を精算します。

・取扱期間は平成23年8月31日まで

詳しくは窓口までお問い合わせください。

J A加古川南

商品概要説明書

懸賞金付変動金利定期貯金＜単利型＞

(平成23年6月1日現在)

1. 商品名	・懸賞金付変動金利定期貯金＜単利型＞
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・1年, 2年, 3年 ・預入時のお申し出により自動継続(元金継続又は元利金継続)の取扱いができません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入〔平成23年6月1日から平成23年8月31日の期間中に満期到来する自動継続扱いのものに限定。〕 ・20万円以上1,000万円未満 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入後6か月間は預入時の約定利率を適用し, 預入日から6か月毎に, 当組合が預入の際に提示するスーパー定期貯金6か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・中間利払日(預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日)以後及び満期日以後に分割して支払います。 なお, 中間利払日に支払う利息は, 預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率(約定利率[利率を変更したときは変更後の利率]×70%, 小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・20%(国税15%, 地方税5%)の分離課税。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。又は, 窓口でお問合せください。
7. 手数料	-
8. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.500%を上乗せした利率) ・個人の場合はマル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができません。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は, 以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が1年以上3年未満の場合 6か月未満 解約日における普通貯金利率 6か月以上1年未満 約定利率×50% 1年以上3年未満 約定利率×70% ただし, およびの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは, その普通貯金利率によって計算します。

	<p>(2) 約定した預入期間が3年の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table> <p>ただし、 から までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>	6か月未満	解約日における普通貯金利率	6か月以上1年未満	約定利率×40%	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
6か月未満	解約日における普通貯金利率												
6か月以上1年未満	約定利率×40%												
1年以上1年6か月未満	約定利率×50%												
1年6か月以上2年未満	約定利率×60%												
2年以上2年6か月未満	約定利率×70%												
2年6か月以上3年未満	約定利率×90%												
<p>10. 貯金保険制度(公的制度)</p>	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息, 要求払い, 決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ, 元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>												
<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>・苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては, 当組合本支所または金融共済部金融業務課(電話:079-421-3738)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し, 迅速かつ適切な対応に努め, 苦情等の解決を図ります。</p> <p>また, 兵庫県農業協同組合中央会が設置・運営する兵庫県JAバンク相談所(電話:078-333-6670)でも, 苦情等を受け付けております。</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は, 次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部金融業務課または兵庫県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)</p> <p>そのほか, 東京弁護士会, 第一東京弁護士会, 第二東京弁護士会, 横浜弁護士会, 山梨県弁護士会, 新潟県弁護士会, 愛知県弁護士会, 京都弁護士会, 広島弁護士会, 愛媛弁護士会, 福岡県弁護士会(以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA金融共済部金融業務課または兵庫県JAバンク相談所にお問い合わせください。)</p> <p>仙台弁護士会, 山形県弁護士会, 埼玉弁護士会, 富山県弁護士会, 静岡県弁護士会, 総合紛争解決センター(大阪府), 岡山弁護士会, 鹿児島県弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記兵庫県JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>												
<p>12. その他参考となる事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>・以下の取扱要領により懸賞を実施します。</p> <p>懸賞金の抽選日・抽選場所</p> <p>平成23年12月20日(火) 予定で当組合本所にて抽選を行います。</p> <p>当選番号の発表</p> <p>当選番号は平成24年1月4日(水)以降に店頭および当組合のホームページに掲示します。</p>												

懸賞金抽選権

- ・定期貯金20万円につき1口の懸賞金抽選権(抽選番号)をつけます。(20万円未満の金額は切捨てとなります。)
- ・懸賞金抽選権(抽選番号)は、10000番から11999番までの2千口を1ユニットとします。

懸賞金の引渡方法

抽選により当選した場合は、下記引渡期間内に取扱店にて支払います。

平成24年1月16日(月)～平成24年2月16日(木)

懸賞金の内訳

懸賞金抽選権1ユニット(2千口)あたりの懸賞金及び当選本数は次のとおりです。

等 級	懸 賞 金 及 び 当 選 本 数	
1等賞(各組共通下4桁)	20,000円	1本
2等賞(各組共通下4桁)	5,000円	4本
3等賞(各組共通下2桁)	2,500円	30本
合 計		35本

期限前解約の取扱い

この貯金は期限前解約ができません。やむを得ず期限前解約をする場合の抽選権の取扱いは次のとおりとなります。

- ・抽選日以前の解約については懸賞金抽選権が失効します。
- ・抽選日の翌営業日以後に解約する場合で、抽選番号が当選し懸賞金を引渡していないときは、当選は無効です。
- ・抽選日の翌営業日以後に解約する場合で、抽選番号が当選し懸賞金を引渡済みのときは、懸賞金相当額を精算します。

- ・取扱期間は平成23年8月31日まで

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A加古川南

商品概要説明書

懸賞金付変動金利定期貯金＜複利型＞

(平成23年6月1日現在)

1. 商品名	・懸賞金付変動金利定期貯金＜複利型＞
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・1年・2年・3年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続又は元利金継続）の取扱いができません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入〔平成23年6月1日から平成23年8月31日の期間中に満期到来する自動継続扱いのものに限定。〕 ・20万円以上1,000万円未満 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入後6か月間は預入時の約定利率を適用し、預入日から6か月毎に、当組合が預入の際に提示するスーパー定期貯金6か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算。 ・2.0%（国税1.5%，地方税0.5%）の分離課税 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。又は、窓口でお問合せください。
7. 手数料	-
8. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.500%を上乗せした利率） ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 （1）約定した預入期間が1年以上3年未満の場合 6か月未満 解約日における普通貯金利率 6か月以上1年未満 約定利率×50% 1年以上3年未満 約定利率×70% ただし、およびの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 （2）約定した預入期間が3年の場合 6か月未満 解約日における普通貯金の利率 6か月以上1年未満 約定利率×40% 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% ただし、からまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

<p>10 . 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息，要求払い，決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの) を除く。) と合わせ，元本1，000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>11 . 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては，当組合本支所または金融共済部金融業務課 (電話：079 - 421 - 3738) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し，迅速かつ適切な対応に努め，苦情等の解決を図ります。 また，兵庫県農業協同組合中央会が設置・運営する兵庫県JAバンク相談所 (電話：078 - 333 - 6670) でも，苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部金融業務課または兵庫県JAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会 (電話：078 - 341 - 8227) そのほか，東京弁護士会，第一東京弁護士会，第二東京弁護士会，横浜弁護士会，山梨県弁護士会，新潟県弁護士会，愛知県弁護士会，京都弁護士会，広島弁護士会，愛媛弁護士会，福岡県弁護士会 (以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA金融共済部金融業務課または兵庫県JAバンク相談所にお問い合せください。) 仙台弁護士会，山形県弁護士会，埼玉弁護士会，富山県弁護士会，静岡県弁護士会，総合紛争解決センター (大阪府)，岡山弁護士会，鹿児島県弁護士会 (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記兵庫県JAバンク相談所にお申し出ください。)
<p>12 . その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・以下の取扱要領により懸賞を実施します。 懸賞金の抽選日・抽選場所 平成23年12月20日 (火) 予定で当組合本所にて抽選を行います。 当選番号の発表 当選番号は平成24年1月4日 (水) 以降に店頭および当組合のホームページに掲示します。 懸賞金抽選権 ・定期貯金20万円につき1口の懸賞金抽選権 (抽選番号) をつけます。 (20万円未満の金額は切捨てとなります。) ・懸賞金抽選権 (抽選番号) は，10000番から11999番までの2千口を1ユニットとします。 懸賞金の引渡方法 抽選により当選した場合は，下記引渡期間内に取扱店にて支払います。 平成24年1月16日 (月) ~平成24年2月16日 (木)

懸賞金の内訳

懸賞金抽選権 1 ユニット(2千口)あたりの懸賞金及び当選本数は次のとおりです。

等 級	懸 賞 金 及 び 当 選 本 数	
1等賞(各組共通下4桁)	20,000円	1本
2等賞(各組共通下4桁)	5,000円	4本
3等賞(各組共通下2桁)	2,500円	30本
合 計		35本

期限前解約の取扱い

この貯金は期限前解約ができません。やむを得ず期限前解約をする場合の抽選権の取扱いは次のとおりとなります。

- ・抽選日以前の解約については懸賞金抽選権が失効します。
- ・抽選日の翌営業日以後に解約する場合で、抽選番号が当選し懸賞金を引渡していないときは、当選は無効です。
- ・抽選日の翌営業日以後に解約する場合で、抽選番号が当選し懸賞金を引渡済みのときは、懸賞金相当額を精算します。

・取扱期間は平成23年8月31日まで

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A加古川南